

～健康サポート薬局のための技能習得型研修～ 健康サポートのための多職種連携研修【研修会A】のご案内 (令和6年9月1日開催)

平成28年4月1日施行の「健康サポート薬局」制度は、厚生労働大臣が定める基準8(厚生労働省告示)に適合する薬局が都道府県知事に届出することによって、「健康サポート薬局」である旨の表示ができます。この届出に当たっては、当該薬局に常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修の修了証の提出が必要です。

当該研修につきましては、日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同で実施機関となり、当会はその協力機関として所定の技能習得型研修を実施しています。

今年度第2回目の「技能習得型研修(研修会A)」を下記のとおり開催いたします。

■研修会の名称 「健康サポートのための多職種連携研修【研修会A】」

■主 催 公益社団法人静岡県薬剤師会

■共 催 公益社団法人日本薬剤師会

■日 時 令和6年9月1日(日) 午後1時30分～午後5時45分

※【時間厳守】当日の受付は研修会開始時間の15分前までに済ませてください。

■会 場 静岡商工会議所会館 5階 大会議室

静岡市葵区黒金町20-8 TEL 054-253-5111

※会場には駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

■研修会の内容 別紙次第のとおり

■定 員 100名

※更新対象者を優先します。

※受付時に本人確認を行いますので、身分証明書の原本(顔写真の付いた会員証、免許証など)を持参してください。

■受講料 無料

■対象者 ①これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師。

※原則として、薬局での5年の実務経験*を有すること。ただし、近いうちに実務経験が5年に到達(目安として1年未満)する方も受講可とします。

*実務経験は、週当たりの勤務時間が20時間以上であった期間を通算します。

※原則として、静岡県内の薬局に勤務する薬剤師に限ります。

②現に有している健康サポート薬局研修修了証の有効期限を延長(更新)する薬剤師

※研修修了証の有効期限を延長(更新)する場合は、期限2年前以降の研修を受講してください。

③地域連携薬局に勤務する薬剤師。

■申込方法

静岡県薬剤師会ホームページ「研修会・講習会等」又は下記URL、QRコードから、7月20日(土)までにお申込みください。**締切日以前でも定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。**

受講の可否は申込締切日以降日、メールにて連絡します。

URL : <https://forms.gle/uVeeAeTd2XjQf1BK7>

QR コード :



■受講証明書の発行

研修会を受講しレポートを提出された方には、内容を審査した後、静岡県薬剤師会より「受講証明書」を発行します。※研修会終了1か月後を目途に発送予定

■研修修了証の交付

1 新たに研修修了証の交付を申請する場合

静岡県薬剤師会主催の「技能習得型研修（研修会A・B）」及び日本薬剤師会実施の「知識習得型研修」の受講証明書（正本）の提出が必要となります。日本薬剤師研修センターへ申請手続きを行うことにより、「研修修了証」が発行されます。「健康サポート薬局」の届出を行う際にはこの「研修修了証」が必要となります。

※研修受講時点で実務経験が5年に満たない場合は、薬局での実務経験が5年以上となつてから発行申請の手続きとなります。

2 期間延長（更新）した研修修了証の交付を申請する場合

更新申請ができるのは、現に有している研修修了証の有効期限の2か月前までです。

静岡県薬剤師会主催の「技能習得型研修（研修会A）」の受講証明書（正本）の提出が必要となります。

3 同一研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。

4 申請方法の詳細については、日本薬剤師研修センターのホームページ掲載の「健康サポート薬局研修修了証交付要領」にて確認願います。

■ **重要** 受講にあたり必要な事前準備

ご自身（薬局）の当該地域における、医療・保健・健康・介護・福祉等に関する施設の現状やサービスの提供状況などについて、どのようなものがあるのか事前に調べたうえで受講して頂くようお願いいたします。

■その他

1 本研修会は、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」の対象研修ではありませんので、研修受講単位は交付されません。

2 当日、体調がすぐれない場合や発熱・咳等の症状がある場合は、受講を見合わせていただきますようお願いいたします。また、研修参加時には、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

3 今年度は、本研修会以降、以下のとおり開催予定ですので、準備が整い次第ご案内いたします。

9月29日（日） 研修会B 静岡県薬剤師会館

お問い合わせ

公益社団法人静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ 担当：鈴木

電話：054-203-2023 ファックス：054-203-2028

～ 健康サポート薬局研修 ～
健康サポートのための多職種連携研修会【研修会A】
次第

日時：令和6年9月1日（日）13時30分～17時45分

場所：静岡商工会議所会館 5階 大会議室

司会：静岡県薬剤師会

主催 公益社団法人 静岡県薬剤師会

共催 公益社団法人 日本薬剤師会

開会挨拶（13:30～13:40）

静岡県薬剤師会 会長 岡田 国一

1. 健康サポート薬局の基本理念【60分】

（1）健康サポート薬局の基本理念（13:40～14:00【20分】）

日本薬剤師会 会長 山本 信夫、副会長 田尻 泰典（DVD講義）

（2）健康サポート薬局の理念：地域包括ケアに対応した薬局・薬剤師

「私たちが目指す健康サポート薬局の姿」（14:00～14:20【20分】）

静岡県薬剤師会

（3）グループ討議：薬局が地域の資源とどのように繋がるか（14:20～14:40【20分】）

静岡県薬剤師会

2. 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と健康サポート薬局の連携【80分】

（1）「静岡県における健康課題と健康増進施策 健康サポート薬局への期待」

（14:40～15:10【30分】）

静岡県健康福祉部健康局健康増進課

（2）他職種等の取り組みについて～健康サポート薬局との連携を探る～

（15:10～15:50【40分】）

1）「歯薬連携 ～歯科が期待すること～」（15:10～15:30【20分】）（仮題）

一般社団法人静岡県歯科医師会

2）「薬剤師に伝えたいリハビリテーション」（仮題）（15:30～15:50【20分】）

聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部理学療法学科 助教・理学療法士
高橋 大生

（3）静岡県の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源について（15:50～16:00【10分】）

静岡県薬剤師会

3. 演習（16:00～17:10【70分】）

地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携による対応等に関する演習

演習進行：静岡県薬剤師会

（1）ケーススタディ【40分】

（2）発表【20分】

（3）演習のまとめ（レポート作成）【10分】

4. まとめ（17:10～17:40【30分】）「私たちの目指す健康サポート薬局の姿」

静岡県薬剤師会

（1）グループ討議（健康をサポートする薬局として今私たちに何ができるか）【10分】

（2）発表【10分】

（3）まとめ（レポート作成）【10分】

（4）結び（クロージング）

閉会挨拶（17:40～17:45）

静岡県薬剤師会 副会長 鈴木 孝一郎

この番号を申込書に記載

健康サ第105758号

健康サポート薬局研修修了証

〇 〇 〇 〇 様

昭和 年 月 日生

「健康サポート薬局研修」実施要領に基づき 必要な研修すべてを修了するとともに 薬局における必要な実務経験年数を満たしていることを確認しましたので 研修修了証を交付します

この期限を申込書に記載

修了証の有効期限：2024年8月28日

研修実施機関：公益社団法人日本薬剤師会及び
公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修受講地（地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応）：静岡県

2018年8月29日

公益財団法人 日本薬剤師研修センター

理事長 豊島 聡



日本薬剤師会の「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ ～研修修了証の更新手続きについて～

※研修会等の「受講証明書」と「研修修了証」をお間違いないようご注意ください。
このお知らせは、すでに「研修修了証」の交付を受けた方へのご案内です。

有効期限内に【研修の再受講】と【更新申請手続き】が必要です！
自身の有効期限を確認し「期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講してください！

健康サポート薬局の研修修了証は、発行から6年間に限り有効です。

但し、有効期限の2年前以降の研修を再履修・修了した場合には、有効期限の6年間延長（以降、「更新」という）が可能です。

■更新要件

以下ア、イの両方を満たす必要があること。

- ア 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
- イ 研修修了証の有効期限の2ヵ月前までに、更新申請を完了（手数料振込・郵送必着）すること

※更新手続きを期限内に行うためには、有効期限の2年前～2ヵ月前の間に開催される研修会Aを受講する必要があります。また申請書の郵送にかかる日数も考慮する必要がありますので、「有効期限2年前以降の初回の研修会Aを受講する」ようにしてください（右図参照）。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会Aの開催時期が例年と異なることや、日程が延期となる場合がございます。本会ホームページに掲載している「各都道府県で開催される研修会日程」については、適宜、更新しておりますが、詳細は都道府県薬剤師会にお問い合わせください。

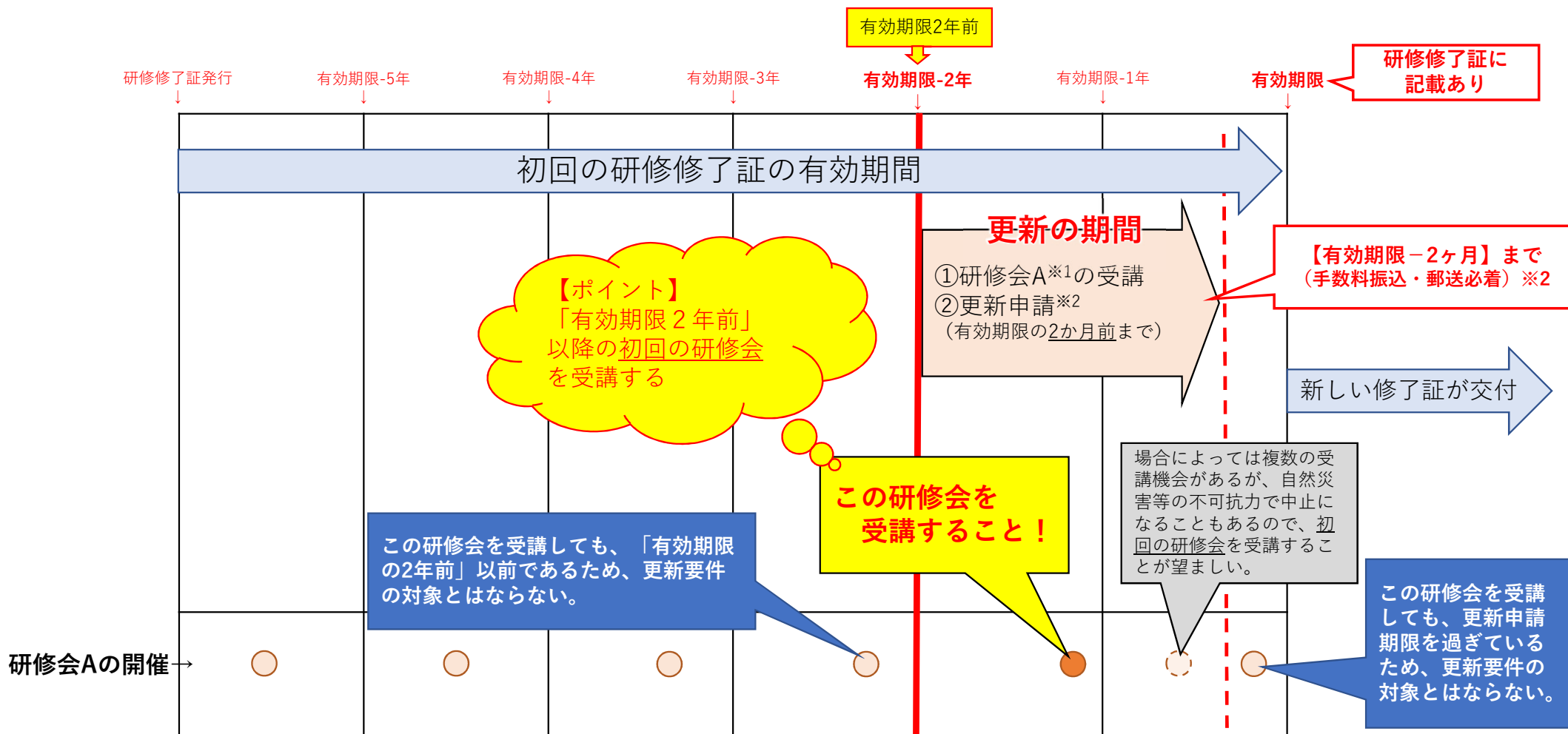
※研修会B及びeラーニングの再受講は更新要件ではありませんが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、ぜひ再受講ください。

■更新手続きに必要なもの・手順

- ・発行費用（税込3,300円）
- ・以下ア～ウを添えた「健康サポート薬局研修修了証交付申請書（期間延長（更新申請）用）」
 - ア 上記に沿って再受講した研修会Aの受講証明書（正本）
 - イ 期間延長（更新）対象となる健康サポート薬局研修修了証（写し）（該当するもののみ）
 - ウ 研修修了証交付手数料振込明細の写し
- ・申請書様式や具体的な手順等については、次頁掲載の更新申請先のホームページをご覧ください。

健康サポート薬局研修修了証 更新スケジュール早見表

下表に、自身の研修修了証の有効期限を当てはめて、自身の更新スケジュールを確認してください。



※1：研修会Aは、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する研修会を受講すること。

複数の都道府県にまたがって勤務する場合など、複数県の研修修了証の更新が必要な場合は、各県で同様の手続きを行ってください。

※2：更新申請先は「公益財団法人日本薬剤師研修センター」です。同財団のホームページに申請要領と所定様式が掲載される予定です。【<http://www.jpec.or.jp/>】